（株）ティグレ横浜

「納税者の権利を確立するための勉強会」開催

二〇〇六年一〇月四日、神奈川県横浜市中区にある横浜ワークピアにおいて、長谷川博・税理士による、「納税者の権利保障を確立するための勉強会」が開かれた。

斉藤つよし・前参議院議員の開会の挨拶ではじまり、来賓に千葉景子・参議院議員、大出彰・前衆議院議員をはじめ、横浜の市議会議員や税理士、行政書士の方々がお集まりになった。

開会の挨拶をする斉藤つよし・前参議院議員

憲法三〇条「納税者の義務」では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定されている。

所得税法などの税法では、具体的な納税義務が定められているが、税法には〝納税者の一般的権利〟を明確に規定しているものは存しない。

国税通則法にも〝納税者の権利〟の字句はなく、税務行政庁が下した更正処分等の課税処分に対して、不服を申し立てる権利や裁判を受ける権利を挙げることができるだけである。

納税者の権利が保障されていないために、不当な調査や原告納税者に不利な事案が多く見られているのが現状である。

経済協力開発機構（OECD）の「納税者の権利と義務」報告書には、納税者の権利保護に係る基本原理として、以下に示す六つの原理を指摘している。

しかし、これに対し日本政府は、法制度の見直し等を行っていない。

先進諸国や諸外国を見ても、七〇年度から、納税者の権利憲章や権利宣言等の納税者保護制度の導入が拡大されているなかで、日本は上記のことからも、後進国になっている。

長谷川氏が納税者の権利保護のためにも、納税者権利憲章の重要性、「納税者支援調査官」制度改革の必要性や各国の納税者権利等を講演してくださった。

今後も税務行政の適正手続の法整備を行っていくことを述べ、質疑応答においては、一時間以上も延長し、好評のうちに終了した。

【（株）ティグレ横浜・石川舜】

納税者の権利保護に係る基本原理

①情報を得、援助を受け聴取される権利
②不服申立ての権利
③適正な税額以外を払わない権利
④正確性の権利
⑤プライバシーの保護
⑥機密保持と守秘義務